

新たな寄港地観光ツアーの造成及び鹿児島発着クルーズ造成支援補助金 交付要領

第1 目的

クルーズ船客向けの広域的なツアー催行や鹿児島発着クルーズの実施を支援することにより、クルーズ船寄港による経済効果の波及・拡大を目的とする。

第2 定義

この要領で用いる用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) クルーズ船

本県に寄港する大型クルーズ船

(2) 旅行会社

クルーズ船の寄港地観光ツアーを手配する旅行会社※、クルーズ船（船の一部客室を含む）をチャーターする旅行会社※

※旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により登録を受けた事業者及び旅行業法第23条の規定による登録を受けた事業者

第3 補助対象事業

(1) 新たな寄港地観光ツアーの造成に対する補助金

クルーズ船客を対象とした、水上交通を活用する鹿児島湾奥・大隅（桜島を除く）方面へのツアーや新幹線を活用する北薩方面へのツアーであり、地元住民との交流や地元ならではの体験など、地域の観光資源を活かした有料の観光メニューを取り入れたツアー。

※催行人数は原則5人以上

※次年度以降のツアー催行に向けて、実績報告までに地元DMO等との打ち合わせを行うこと

(2) 鹿児島発着クルーズ造成に対する補助金

鹿児島県内の港を出発・到着港とする、鹿児島発着クルーズ商品（鹿児島発又は着のみも含む）

第4 補助対象事業者等

本事業の補助対象事業者は、新たな寄港地観光ツアーの造成及び鹿児島発着クルーズ造成支援補助金交付要綱第2条に定める者とする。

第5 補助金の対象経費及び交付額

本事業の補助金の交付対象経費及び交付額は、新たな寄港地観光ツアーの造成及び鹿児島発着クルーズ造成支援補助金交付要綱第3条に定める額とする。

(1) 新たな寄港地観光ツアーの造成に対する補助金

① ツアー催行に対する補助として一律200千円を交付し、これに水上交通または新幹線の経費を加算する。

② 水上交通活用にかかる補助は、鹿児島港から鹿児島湾奥方面または大隅（桜島を除く）方面への水上交通を活用した経費を対象とする。補助額は200千円以内、補助率は補助対象経費の2分の1以内（千円未満の端数は切り捨てる。）とする。

③ 新幹線活用にかかる補助は、新幹線で鹿児島中央駅を発着し、川内駅又は出水駅を活用した経費を対象とする。補助額は、1つのツアーにつき、鹿児島中央駅

～出水駅往復利用は100千円以内、鹿児島中央駅～川内駅往復利用は50千円以内、補助率は補助対象経費の2分の1以内（千円未満の端数は切り捨てる。）とする。
※なお、一申請者あたり、1回の寄港につき、同一のツアーを1回分のみ申請できることとし、同一のツアーは年間2回まで申請することができる。

補助対象経費	交付額
① ②③を除く、ツアー催行経費	金額：200千円（定額）
②③ 水上交通又は新幹線活用に係る経費	ア 水上交通（船舶）活用経費 金額：活用経費の1／2（上限200千円） イ 新幹線活用経費 金額：活用経費の1／2 鹿児島中央～出水往復 上限100千円 鹿児島中央～川内往復 上限50千円

※ 対象となる観光メニューの具体例

- ・ 地元有料観光施設の利用，地元特産品を使った食事
- ・ 地元住民との交流（地元生産者を行う農業体験や漁業体験），地元住民からの生活様式や文化などの紹介等
- ・ 地元ならではの体験（地元の祭りやイベント参加，伝統・文化体験等）

(2) 鹿児島発着クルーズ造成に対する補助金について

- ① 鹿児島県内の港での発着クルーズ商品の広告宣伝費を対象に補助を行う。鹿児島発又は着のみの商品も対象とするが、補助額は、発着の場合の2分の1とする。
- ② 交付額は以下とおり

	発着	発のみ	着のみ
補助上限額	500千円	250千円	250千円

※広告宣伝費用の1／2

[注意]

- (1) 本事業以外に補助金等の交付を受けている場合は、その補助対象となった経費を控除した額が本事業の対象経費となる。
- (2) 領収書、明細書等が明らかでないものは、補助対象経費として認めない。

<補助対象とならない経費>

- (1) 他の用途の経費と区分ができない経費
- (2) 事業の実施期間内に支出が完了しない経費

第6 事業実施期間

交付決定の日から開始することができ、第5(1)の補助金は事業年度の2月末日までに、第5(2)の補助金は事業年度の3月末日までに補助対象事業を終え、当該事業に係る経費の支払いを完了しなければならない。

第7 補助金の交付申請手続き

申請者は、ツアー催行の20日前までに、補助金の交付申請を行うものとする。（郵送または持参）

第8 事業の実施

事業の実施に当たっては、第7の規定により承認された補助事業計画に基づき、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年1月6日規則第1号）及び新たな寄港地観光ツアーの造成及び鹿児島発着クルーズ造成支援補助金交付要綱に定める所定の手続きを経るものとする。

第9 補助事業の実績報告

- (1) 事業の実績報告に当たっては、新たな寄港地観光ツアーの造成及び鹿児島発着クルーズ造成支援補助金交付要綱に定める所定の手続きを経るものとする。
- (2) 新たな寄港地観光ツアーの造成及び鹿児島発着クルーズ造成支援補助金交付要綱第9条第2項(3)の証拠帳票類の写しについては、第5に記載の経費の支出が分かるもの（領収書、支払時の通帳の写し、入金証明書等）を提出すること。

第10 補助事業の経理等

補助事業者は、本事業に係る支出を明記した帳簿や、当該収入及び支出に係る証拠書類等を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存することとする。

第11 その他

- (1) 事業実施者は、補助事業による成果や効果を把握するため、事業完了後5年間は知事が実施する調査に協力するものとする。
- (2) この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は令和7年4月1日から施行する。